

様式第1（第4条関係）

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

報告者 （ふりがな）
住 所 〒
（ふりがな）
氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第1項及び第2項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード									
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号									
（ふりがな） 特定排出者の名称 （前回の報告における名称）									
（ふりがな） 所在地		〒		都道府県		市区町村			
商標又は商号等									
特定排出者の主たる事業						事業コード			
特定排出者の主たる事業を所管する大臣									
特定排出者において常時使用される従業員の数									
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量		第1表、第2表及び別紙のとおり							
権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）		1. 有 2. 無		その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）				1. 有 2. 無	
担当者 （問合せ先）	部署								
	（ふりがな） 氏名								
	電話番号								
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日		年 月 日					

備考 1 本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。
2 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された

番号を記載すること。

- 3 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 5 特定排出者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
- 6 特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定排出者にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 7 特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
- 8 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
- 9 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 10 ※の欄には、記載しないこと。
- 11 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度： 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		温室効果ガス算定排出量				
			①エネルギー 起源 CO ₂	②非エネルギー 起源 CO ₂ (③を除く)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネルギー 起源 CO ₂	④メタン	⑤N ₂ O
			⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー 起源 CO ₂ (発電所等配分前)
—	特定排出者全体		①	②	③	④	⑤
			t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
			⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
			t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
1	事業の名称		①	②	③	④	⑤
			t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大臣		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
2	事業の名称		①	②	③	④	⑤
			t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大臣		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
3	事業の名称		①	②	③	④	⑤
			t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大臣		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

2 番号1から3までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3 ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）
- ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
- ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- ⑨ 三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑩ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）

4 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

- (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 ①の量に、備考の4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。
- 6 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
- イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
 ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
 ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
- (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 7 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 8 ⑩の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 9 ⑪の欄には、備考の4(1)に掲げる量を記載すること。
- 10 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑪の欄には記載する必要はないこと。

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第4表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の1及び第3表の2に記載すること。

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第5表の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第5表の4に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から 小売供給された 電気の使用に伴 って発生する二 酸化炭素の排出 量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
- 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号 (指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業	
				事業コード	事業の名称
1	(第 種)		〒		
2	(第 種)		〒		
3	(第 種)		〒		
4	(第 種)		〒		
5	(第 種)		〒		
6	(第 種)		〒		
7	(第 種)		〒		
8	(第 種)		〒		
9	(第 種)		〒		
10	(第 種)		〒		

- 備考 1 本表には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。
- 2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
- 3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 4 本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

										事業所番号			
(ふりがな) 事業所の名称													
(前回の報告における名称)													
(ふりがな) 所在地				〒 ー 都道府県 市区町村									
事業所において行われる事業													
特定排出者コード												※	
都道府県コード				事業コード									
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく エネルギー管理指定工場等番号													
温室効果ガス算定排出量				別紙第1表のとおり									
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)				1. 有 2. 無		その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)						1. 有 2. 無	
担当者 (問合せ先)				部署									
				(ふりがな) 氏名									
				電話番号									

- 備考 1 本別紙は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
- 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
- 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
- 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源 CO ₂	②非エネルギー起源 CO ₂ (③を除く)	③廃棄物の原燃料使用に伴 う非エネルギー起源CO ₂	④メタン	⑤N ₂ O
t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂

- 備考 1 ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①及び③を除く。)
 - ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
 - ⑨ 三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑩ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電所等配分前)
- 2 ①の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 ①の量に、備考の2(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。
- 4 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却 (当該廃棄物が燃料 (廃棄物を原材料とする燃料を除く。) に代えて燃焼の用に供される場合に限る。) 又は次に掲げる用途への使用
 - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
 - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
 - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
 - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 5 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 6 ⑩の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 7 ⑩の欄には、備考の2(1)に掲げる量を記載すること。
- 8 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

事業所番号

別紙第2表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
t-CO ₂ /kWh	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

- 備考
- 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
 - 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表に記載すること。